

令和7年度働く若者のステップアップ応援事業 業務委託企画提案仕様書

1 目的

多様な人材の活躍に向けて、終身雇用や年功序列の昇進・昇給といった雇用慣行が見直され、雇用環境としては人材の流動性が高まっている中、最近の物価高などの社会経済情勢もあいまって、長期的なキャリアや金銭的な不安を抱く若者が多くなっている。

そのため、こうした若者の相談に応じるため、「ジョブカフェちば」の新たな機能として、若者に身近なSNSを用いたキャリアや所得の悩み相談窓口を開設し、働く若者の長期的なキャリアや所得向上、生涯設計等の相談支援を行う。また、将来のステップアップを目指す同世代の若者同士が共に学び、つながりを持つことのできる交流会を含むセミナー等を実施し、働く若者を応援する。

2 委託業務名

令和7年度働く若者のステップアップ応援事業業務委託

3 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務内容

上記1に掲げる目的を達成するため、次の(1)～(4)の業務を実施する。なお、本事業は、「ジョブカフェちば」が提供するサービスの一つとして位置付けるものとする。

実施に当たり、「ジョブカフェちば」(船橋市本町1-3-1フェイスビル9階)をはじめとする関係機関との連携を十分図るとともに、必要に応じて随時、県と協議し、県の承認を得て、本事業を適切に運営すること。また、下記内容に、本事業の目的を達成するために有効なその他の提案を加えることができる(ただし、業務委託料内で実行可能なものに限る)。本事業の実施イメージは、別紙1「事業実施イメージ」のとおり。

(1)「働く若者の所得の悩み相談窓口(LINE)」(仮称)の実施

働く若者の長期的なキャリアや所得向上、生涯設計等の相談をワンストップで受け付ける「働く若者の所得の悩み相談窓口(LINE)」(仮称)(以下、「働く若者の所得の悩み相談窓口(LINE)」とする。)を設置・運営することとし、以下(ア)・(イ)の業務を実施する。詳細は県と協議の上決定すること。

(ア)「働く若者の所得の悩み相談窓口(LINE)」及び事務局の設置

① 以下①～③を満たすものとする。

① LINE公式アカウント

「働く若者の所得の悩み相談窓口(LINE)」専用のLINE公式アカウント(LINEヤフー株式会社提供サービス)を新規に取得すること。

② 機能・システム

相談に乗るためのトーク機能などLINE公式アカウントが有する機能のほか、オンライン個別面談やセミナー等の申込受付ができる機能などの拡張した機能（LINEヤフー株式会社以外の提供サービスも可）を有すること。なお、相談者の機密性を有する情報について、LINEヤフー株式会社のシステムに格納・保存されないシステムを利用すること。

また、働く若者の長期的なキャリアアップや所得向上等のステップアップを促進するような独自の機能・システムを、委託料の上限額内で、自由に付すこと。

③ 事務局

「働く若者の所得の悩み相談窓口（LINE）」及び本事業全体を所管する事務局を設置すること。体制として、以下a～dを満たすものとする。

a 総括責任者

本事業を統括する責任者を置くこと。なお、総括責任者は、本事業の運営に支障のない範囲で、dを兼務してもよい。

b キャリアコーチ

働く若者の長期的なキャリアや所得向上の相談に乗ることができるキャリアコーチを置くこと。キャリアコーチは、キャリアアップ支援や転職支援の経験があり、各業界や職種の年収等の知識、能力開発手段（資格、職業訓練等）の知識が豊富であること（キャリアコンサルタントの資格を有していることが望ましい）。

c ファイナンシャルプランナー

働く若者の生涯設計（現在の所得で生涯不安がないか等）や社会人生活設計（収入に応じた支出の見直し等）の相談に乗ることができるファイナンシャルプランナーを置くこと。ファイナンシャルプランナーは、FP技能士の資格と、ファイナンシャル・プランニングの実務経験を有していること。

d 事務員

本事業の事務全般を担当する事務員を置くこと。

（イ）「働く若者の所得の悩み相談窓口（LINE）」の運営

以下①～⑦を満たすものとする。

① 支援対象（働く若者）

支援対象（働く若者）は、概ね30歳代までの働いている若者とする。

※ これに該当しない者からの相談があった場合には、適宜、関係機関を案内するものとする。（例：無職の方⇒ジョブカフェちば、40代の方⇒千葉県ジョブサポートセンター 等）

② 利用者（働く若者）への広報・目標値

SNSやWEB、チラシ等により、「働く若者の所得の悩み相談窓口（LINE）」の広報を随時実施すること。LINE公式アカウントの新規友だち登録者及びフォロワーの合計人数の目標値を1,000人以上とする。

③ LINE相談

LINE公式アカウント上にて、相談を24時間いつでも受け付けること。受け付けた相談については、1週当たり3日の回答日（土曜日または日曜日のどちらかを含む任意の3日間）を設け、原則5日以内に回答することとする。

④ オンライン個別面談

LINE公式アカウント上にて、オンライン個別面談の予約を24時間いつでも受け付けること。オンライン個別面談は、1週当たり3日の面談日（土曜日または日曜日のどちらかを含む任意の3日間）を設け、実施することとする。また、1回当たりのオンライン個別面談は、45分間程度とする。

⑤ 相談内容・結果の記録・保管及び県への共有等

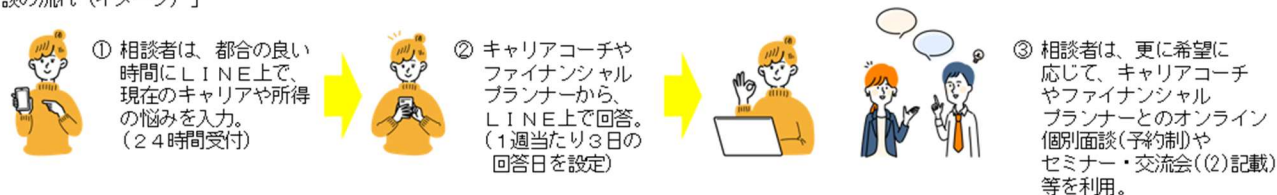
相談内容・結果を的確に相談記録として作成し、相談者の再度の相談時に情報を活用できるようにすること。また、相談記録の作成・管理等に当たっては、県の個人情報等取扱いに係る規定を遵守すること。なお、相談記録については、毎月、県へ共有することとする。

⑥ 関係機関との連携・特定企業等への斡旋の禁止

本事業の実施に当たり、関係機関（ジョブカフェちば、千葉県ジョブサポートセンター、千葉県立テクノスクール、千葉県福祉人材センター 等）との連携を行うこと。また、相談内容により、適宜、最適な関係機関を相談者に紹介するとともに記録すること。

なお、本事業の利用者（相談者やセミナー等参加者、LINE公式アカウントの友だち等）に対し、特定企業等又はサービスへの斡旋は禁止するものとする。

〔相談の流れ（イメージ）〕



（2）「働く若者のステップアップに向けたセミナー・交流会」の実施

「働く若者の所得の悩み相談窓口（LINE）」の利用促進を図るとともに、将来のステップアップを目指す同世代の若者同士が共に学び、つながりを持つことのできるよう交流会を含むセミナーやワークショップを、「ジョブカフェちば」（船橋市本町1-3-1 フェイスビル9階）や貸し会議室等において、月1回程度実施する。実施に当たっては、以下（ア）～（ウ）を満たすものとし、詳細は県と協議の上決定すること。

（ア）セミナーやワークショップの内容

長期的なキャリアや所得に不安を抱く働く若者や、将来のステップアップを目指して働く若者が興味を持つ内容とすること。また、セミナーやワークショップ後に、必

ず交流会を実施すること。

(イ)「働く若者の所得の悩み相談窓口（LINE）」の利用促進

参加者に対し、「働く若者の所得の悩み相談窓口（LINE）」の利用を促進すること。

(ウ) 申込者の個人情報等の記録・保管等

申込者の個人情報等の記録・保管等に当たっては、県の個人情報等取扱に係る規定を遵守すること。

(3) 効果検証・定例会議及び柔軟な事業改善

上記(1)「働く若者の所得の相談窓口（LINE）」の実施、(2)「働く若者のステップアップに向けたセミナー・交流会」の実施、に取り組む中で、利用者へ随時アンケートを行い、本事業の効果検証を行い、県へ報告すること。

また、本事業を円滑に推進するとともに、効果検証を本事業へ適宜フィードバックするため、県を交えた定例会議を月一回以上実施すること。

加えて、受託者は、事業を実施するに当たり、随時、県と綿密に打ち合わせを行いながら、本事業の目的達成に向けて最大限工夫に努めるとともに、柔軟に事業改善をしていくこととする。

(4) 業務の引継ぎ

受託者は、契約期間が終了するまでに後任の受託者が決定している場合には、後任の受託者が契約始期から円滑に業務を遂行できるよう、引継書を作成の上、契約期間内に、必要な資料の提供等を含む引継ぎと、各種システム等の使用に必要な手続きを確実に実施すること。

○ 上記に記載された事項以外においても、本事業の目的達成に向けて、効果的な内容と認められるものに関しては、委託料の上限額内で、自由提案として積極的に提案を行うこと。

5 委託業務の対象経費

本事業において認められる経費は、上記4に掲げる業務を行うために必要で、かつ他業務との仕分けが可能な次の(1)、(2)の経費とする。

(1) 人件費 報酬・賃金、通勤手当、社会保険料等

(2) 事業費 旅費、需要費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、共益費、空調費、会議費等）、役務費（電話料、郵便費、広報費等）、使用料及び賃借料（コピー機リース料、会場使用料・借上げ料等）、委託料（システム保守管理費等）、報償費（講師謝金等）等

6 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28号（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利及びその他の知的財産権は、すべて県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 成果物について、受託者その他第三者が著作者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、県及び県の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (3) 成果物に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は業務委託料に含むものとする。
- (4) 県は、成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 受託者は、県の了解のもとに、成果物を使用することができる。
- (6) 本業務の遂行に当たり受託者が独自に作成した著作物も成果物として県に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、（1）～（5）の規定を準用する。

7 その他事業実施に当たっての留意事項

- (1) 業務委託契約締結後、速やかに「事業実施計画書」を県に提出すること。なお、「事業実施計画書」に変更がある場合は、あらかじめその内容について変更後の「変更後事業実施計画書」を添え、県と協議すること。
- (2) 受託者は、本事業を実施するに当たり万全の実施体制を整え、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (3) 受託者は、本事業の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、本事業の一部についてあらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 本事業の一部を再委託する場合は、その旨（委託業務内容、委託先、委託料及び再委託する際の契約書の写し等）を記載した書面によりあらかじめ県の承諾を得るものとする。
- (5) 受託者は、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、すべての責任を負うものとする。
- (6) 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託業務終了後も同様とすること。
- (7) 受託者は、本事業を実施するに当たり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡すること。
- (8) 受託者は、感染症の拡大などにより、セミナー・交流会等の実施に影響を及ぼす可能性がある場合には、オンラインでセミナー・交流会等が実施できるようにするなど、事業の遂行に当たり必要な措置を図るとともに、事前に県と協議を行うこと。
- (9) 本事業実施に伴う苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応すること。
- (10) 県は、受託者の委託業務の処理状況について調査し、又は受託者に対し必要な資料等の提出を求めることができるとともに、委託業務の処理について、受託者に意見を述べ

ることができるものとする。

- (11) 本仕様書に疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項についてはその都度、県と協議してこれを定めるものとする。

事業実施イメージ (令和7年度働く若者のステップアップ応援事業)

別紙 1

令和7年6月
商工労働部雇用労働課

事業の目的・概要

将来のキャリアや所得への不安を抱え、ステップアップを目指したい若者に向けて、「ジョブカフェちば」にSNSを用いた相談窓口を開設し、専門家による相談支援を行います。また、同じ悩みを持つ若者同士が共に学び、つながりを持つことのできる交流会を含むセミナーなどを開催し、働く若者を応援します。

(事業イメージ)

「ジョブカフェちば」のサービス

就労支援施設

ジョブカフェちば(@船橋市本町)の運営

事業受託者 公益財団法人 千葉県産業振興センター

概要 若年者の正社員としての就労支援や、若年者と企業の交流イベントを通じた採用ミスマッチの解消、中小企業の若手人材の採用・定着支援を図るため、「ジョブカフェちば」を運営する。

対象 若者(概ね30歳代までの方)

事業内容

- 若年者への就労・定着支援
 - ・応募書類や志望動機の手書き、面接マナーなど就職活動に役立つセミナーの開催
 - ・セキャリアカウンセラーによる個別相談や面接練習の実施(対面、WEB)
- 若年者と県内中小企業との交流イベント
 - ・合同企業説明会や企業との交流会等の開催
 - ・業界や職種、就業環境への理解を深めるための職場見学会等の開催
 - ・工業高校や大学等における企業との交流会の開催
- 中小企業への若手人材の採用・定着支援
 - ・新入社員、中堅社員向け定着支援セミナー等の開催
 - ・大学等の就職支援担当者との交流会の開催



連携

働く若者のステップアップ応援事業

事業受託者 (今回の公募にて選定)

概要 働く若者のキャリアアップや所得向上等を支援するため、「ジョブカフェちば」が提供するサービスの一つとして、SNSによる相談窓口を開設・運営するほか、交流会等を開催する。

対象 概ね30歳代までの働く若者

事業内容

【体制】 総括責任者、キャリアコーチ、ファイナンシャルプランナー、事務員

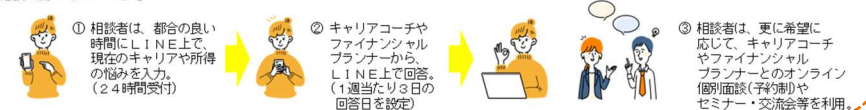
(1) 「働く若者の所得の悩み相談窓口(LINE)」(仮称)

- ・働く若者の長期的なキャリアや所得向上、生涯設計等の相談をワンストップで受け付ける専用相談窓口(LINE)を設置・運営
- ・LINE相談(※1)やオンライン個別面談(※2)
 - ※1 相談は24時間受付。回答は、週3日回答日(土曜日または日曜日を含む任意の3日間)を設けて対応。
 - ※2 予約制とし、予約は24時間受付。面談は、週3日面談日(土曜日または日曜日を含む任意の3日間)を設けて対応。

(2) 「働く若者のステップアップに向けたセミナー・交流会」

- ・将来のステップアップを目指す同世代の若者同士が共に学び、つながりを持つことのできる交流会を含むセミナーやワークショップを実施(月1回程度。場所は、ジョブカフェちば等)

【相談の流れ(イメージ)】



連携

関係機関 (千葉県ジョブサポートセンター、千葉県立テクノスクール、千葉県福祉人材センター 等)
(就労支援) (職業訓練) (人手不足業界)